

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-③)

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化	担当部局名	食料産業局(消費・安全局) 【消費・安全局消費者行政・食育課、食料産業局海外市場開拓・食文化課／産業連携課】
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(3) ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和元年12月10日改訂)	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策(1)	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら、食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。また、消費者等に積極的に国産農産物を選択してもらえるよう、農林漁業体験の取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値		指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
					2年度	3年度	4年度	5年度			6年度
日本型食生活の実 ア 践に取り組む人の割 合	62 %	27年度	70 %	2年度	70 %	-	-	-	-	S↑－差	
	把握の方法	出典：食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省消費・安全局） 公表時期：調査年度の翌年度2月頃 算出方法：「ほとんど実践している」及び「おおむね実践している」の数／有効回答数									
達成度合いの 判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

目標② 【達成すべき目標】	農林漁業体験の取組の推進											
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値			指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
ア 農林漁業体験を経験した国民の割合	36 %	27年度	40 %	2年度	40 %	-	-	-	-	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「農林漁業体験」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を令和2年度までに40%以上とする」目標に基づき設定。 ※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。	
	把握の方法		出典：食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省消費・安全局） 公表時期：調査年度の翌年度2月頃 算出方法：農林漁業体験への参加について、参加したことがあると答えた人数／有効回答数									
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用																	
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)										
			年度ごとの実績値						2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ア 学校給食における地 場産物を使用する割 合	26.9 % 27年度	30 % 2年度	30 %	—	—	—	—	F↑－差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)①の「学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用」に該当するアウトカム指標として設定。ただし、病院等施設についてはデータの把握が困難なことから指標には学校給食のみを対象とした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すとしていることから、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を令和2年度までに30%以上とすることを目指す」目標に基づき設定。</p> <p>※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。</p>										
			把握の方法		<p>出典：学校給食における地場産物（文部科学省） 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：実績値は「学校給食栄養報告」（文部科学省）で把握することとしおり、学校給食を実施校のうち、完全給食の実施校の中から約500校（調査対象期間：6月と11月の各5日間）のサンプリング調査を実施。</p>														
	達成度合いの 判定方法		$\text{達成度合（%）} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ <p>A' ランク 150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</p>																

施策(2)	和食文化の保護・継承									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	次世代への和食文化の継承のため、学校給食や家庭における和食提供の機会の拡大、和食の継承活動を行う中核的な人材の育成等の取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	次世代への和食文化の継承									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値			指標－計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
ア 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6 %	27年度	50 %	2年度	50 %	-	-	-	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)②の「次世代への和食文化の継承」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を令和2(平成32)年度までに50%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。</p> <p>※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。</p>
	把握の方法	出典：食育に関する意識調査（農林水産省消費・安全局） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：継承している人の割合×伝えている人の割合×100								
	達成度合いの判定方法	$\text{達成度合（%）} = \text{当該年度実績値} / \text{当該年度目標値} \times 100$ A' ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	消費者と生産者の関係強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	消費者と生産者の関係強化に向けて、地域支援型農業(CSA)等により産地と消費者とが結びつく取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	産地と消費者とが結びつく取組を推進									
測定指標	基準値	目標値			年度ごとの目標値				指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
CSA(地域支援型農業)に係る指標 (令和3年度に設定)	P	P	P	P	P	P	P	P	—	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※CSAについては実態が十分に把握されていないことから、令和2年度は、実態の把握とそれを踏まえた対応の検討を行うこととし、令和3年度からCSAに係る新たな指標を設定予定。
	把握の方法	出典：— 作成時期：— 算出方法：—								
	達成度合いの 判定方法	—								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)(平成22年)(関連:2-①、⑬)	-	-	-	-	(1)-③-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産物への理解の促進に寄与する。	-
(2) 食育活動の全国展開事業委託費(平成25年度)(主)	69 (65)	54 (51)	58 (51)	58	(1)-①-ア (2)-②-ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施・公表し、国及び地方公共団体の食育施策推進に資する基礎資料を提供するとともに、毎年6月の食育月間における中核的な行事としての食育推進全国大会、食育活動表彰等を実施し、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等の関係者が緊密な連携・協力を図りながら全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関心のある国民の増加を図るとともに、より食育に関する国民の理解の増進を図る。	0009
(3) 日本の食消費拡大国民運動推進事業(平成28年度)(主)	288 (280)	232 (230)	182 (176)	128	(1)-③-ア	民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場食材の供給の取組等を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。 この支援措置により、国産農林水産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与する。	0010
(4) 「和食」と地域食文化継承推進事業(平成28年度)(主)	60 (53)	54 (49)	72 (72)	72	(2)-①-ア	・地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、各地域が選定する郷土料理の調査及びデータベース作成、普及等 ・栄養士・保育士等を対象とした子育て世代や子供たちへ和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成 これらの取組により、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を保護し、次世代への継承を推進する取組である。	0011

	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:2-①、⑬)	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	1,434 の内数 (867 の内数)	2,534 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア (1)-③-ア	<p>農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。</p> <p>農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。</p> <p>地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。</p> <p>これらの支援措置により、食育基本法の理念が普及した社会の実現に寄与する。</p>	0014
政策の予算額[百万円]	417	2,018 (内数を含む)	1,746 (内数を含む)	2,792 (内数を含む)				
政策の執行額[百万円]	398	1,793 (内数を含む)						

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) -	-	-	-	-	-	-	-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。